

## 韓国知的財産ニュース 2016年6月前期

(No. 320)

発行年月日：2016年6月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、6月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 第9回 IP5 長官会合、東京で開催 (2016. 6. 2)
- 2-2 特許庁-韓国製薬協会、知財権強化に向け業務協力 (2016. 6. 2)
- 2-3 特許庁、国際特許出願システムの改善に向け WIPO と協力 (2016. 6. 3)
- 2-4 地方警察庁産業技術流出捜査チームの捜査対象を拡大 (2016. 6. 7)
- 2-5 特許庁、世界女性発明大会・女性発明品博覧会を開催 (2016. 6. 9)
- 2-6 忠南 IP 創造ゾーンの開所により、全国 IP 創造ゾーンの構築を完成 (2016. 6. 14)
- 2-7 特許庁、無料知財相談サービスの提供実績を発表 (2016. 6. 15)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 2015年国内知財権紛争実態調査結果を発表 (2016. 6. 1)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 健康志向の高まりによりタバコ関連商標出願が減少 (2016. 6. 1)
- 4-2 包装デザイン関連出願が増加 (2016. 6. 2)
- 4-3 扶安米、地理的表示証明標章第1号に登録 (2016. 6. 8)

#### その他一般

- 5-1 現代起亜自動車、米国エコ・エネルギー特許で1位 (2016. 6. 1)
- 5-2 全方位カメラに関する特許出願が増加 (2016. 6. 7)
- 5-3 化粧品関連特許の出願動向 (2016. 6. 13)
- 5-4 韓国特許庁に対するシェールオイル関連 PCT 国際調査依頼が増加 (2016. 6. 13)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 第9回 IP5 長官会合、東京で開催

韓国特許庁(2016.6.2.)

世界5大特許庁の年次総会であるIP5\*長官会合において、人工知能やモノのインターネット等、最新技術に効果的に対応するためのIP5の協力策を模索するという内容が盛り込まれている「共同宣言文」が採択された。

\* IP5 (Intellectual Property 5): 全世界特許出願の約80%以上を占める韓国、米国、中国、欧州及び日本の5つの特許庁からなる協議体で2007年に発足された。

6月2日に日本東京で開催された第9次IP5長官会合(韓国首席代表: チェ・ドンギョ特許庁長)で最終的に合意されたこの宣言文は、従来の協力の枠を大きく拡大させたものとして評価される。すわなち、審査積滞の解消や品質向上に向けた従来の協力だけでなく、先端技術が招きかねない環境変化への備えやその活用に協力することにも5庁が合意したのである。

特に、今回の共同宣言文には、人工知能やモノのインターネットのように最近注目されている技術が知財権システムに及ぼしかねない影響について、5庁が共同研究を始めるといった内容も盛り込まれている。今後、研究結果を基にIP5が類似した審査実務や基準を設ければ、これまで、各国の制度の相異により企業等特許制度のユーザーが感じていた不便が新技術分野では予防されるものと見られる。

また、特許協力条約(PCT)による国際出願について、5庁が共同で審査するモデル事

業にも合意した。通常1つの機関が行っていた先行技術調査業務に5大特許庁が全て係わることにしたのである。今回の合意は、5庁が共同で高品質の報告書を作成すると、その後個別国の審査負担は小さくなり、出願人の権利確保を早めることができるということから進められた。モデル事業の実施後、成果や問題点等を評価し、正式の事業にするかどうかを決める予定だ。特許権の取得可否について世界5大特許庁が共同で調査することになり、企業の知財権戦略の構築において、予測可能性が大きく向上するものと期待される。

チェ・ドンギョ特許庁長は「国ごとに特許制度の法的・行政的な差が存在するが、これを解決することがユーザーの大きな要望である」と強調し、「このような側面から、人工知能等最近浮上している技術に世界5庁が共同で対応することで、企業のイノベーションを積極的に支えなければならない」と述べた。

## 2-2 特許庁-韓国製薬協会、知財権強化に向け業務協力

韓国特許庁(2016.6.2.)

韓国特許庁と韓国製薬協会は、製薬協会の知的財産権の強化や国内製薬産業の発展に向けて協力するという内容が盛り込まれた包括的業務協力協定を6月2日に更新する。

特許庁は、これまで医薬品許可-特許連携制度の施行後、急増した医薬関連審判を優先的に処理し、特許権存続期間延長制度をより明確に整備した他、国内製薬会社の特許紛争対応戦略構築等を支援するために国内外の特許紛争資料を分析・提供する等、国内製薬企業の発展に向けた努力を行ってきた。

また、両機関は、知的財産分野における協力強化、医薬品関連知的財産権紛争情報の交流、製薬産業の最新技術情報の交流等において相互協力してきた。

一方、今回の業務協定の更新と同時に同日同じ場所では、特許庁と韓国製薬協会の共催で「2016年バイオ・製薬 RnBD&IP カンファレンス」が開催され、特許庁のイ・サンチヨル特許審査2局長が特許庁の主な政策について基調講演を行い、イ・ユヒョン薬品化学審査課長は、無効審判訴訟制度の改善について発表する予定だ。

同カンファレンスでは、許可特許連携制度の施行により変化した製薬業界の環境の下、

国内製薬会社の世界市場への進出やオリジナル特許権を巡る特許紛争、特許紛争による挑戦課題及び対応戦略、化学合成医薬品からバイオ医薬品へと研究開発の軸が移る、いわゆるバイオ医薬品時代を見据えた次世代バイオ・製薬産業の事業ポートフォリオ構築戦略及び成功事例、特許ポートフォリオ管理戦略等について議論が行われる予定だ。

両機関の持続的な業務協力により、特許庁が国内製薬企業との現場交流を強化し、これを通じて国内製薬産業が抱える問題が解決され、韓国が製薬先進国へと成長する基盤が整うことを期待する。

特許庁のイ・サン Chol 特許審査 2 局長は「今回の業務協定の更新により、特許庁と韓国製薬協会を通じた国内製薬企業との実質的協力がさらに強化されるものと見られる。韓国特許庁は、国内製薬企業の特許権強化及び製薬産業の発展に実質的かつ具体的な支援を行うために努力する方針であり、今回の協定更新が知財基盤の創造経済の実現に貢献できることを期待する」と述べた。

特許庁のパク・ソンジュン 産業財産保護協力局長は「今回の実態調査の結果には、知財権紛争で困っている中小・ベンチャー企業の現実がそのまま反映されていると考えられる。こうした実情を踏まえ、今後中小・ベンチャー企業の知財権紛争への対応能力を強化することに力を入れる方針だ」と述べた。

## 2-3 特許庁、国際特許出願システムの改善に向け WIPO と協力

韓国特許庁(2016.6.3.)

海外に特許を出願する国際出願 (PCT) \*サービスがより便利になる見通しだ。

\*Patent Cooperation Treaty : 一回の PCT 出願により、加盟国全体に同時に出願する効果を持つ条約で、現在 148 カ国が加盟

特許庁と世界知的財産権機関 (WIPO) は、6 月 2 日スイスジュネーブにて PCT システムの改善を主な内容とする「2016-2017 年 PCT 情報化協力計画」に合意した。本協力計画には、PCT 出願の利便性と効率性を向上させる具体的なシステム改善計画が盛り込まれている。

今回の合意による最大の変化は、韓国民が国際特許を出願する際に、PCT 出願書作成ソフトウェアを設置しなくても、WIPO の ePCT ホームページ (<https://pct.wipo.int>) 上で簡単に出願書を作成できるようになるということだ。また、PCT 文書の受付や国際調査\*等の進捗状況も ePCT ホームページを通じてリアルタイムで確認できるようになる。

\* 国際調査：PCT 出願の特許登録可否を事前に調査し、出願人にその結果を提供する手続き

これと共に、両機関は、PCT 文書を電子的に転送・処理するプロジェクトも積極的に進める。PCT 制度は、A 国で出願を受け付け、B 国で国際調査を行う等、1 件の出願を複数の国で処理するため、関連文書を航空郵便で送っているが、これを電子的に転送・処理することで、郵送費用や書類の電子化費用等を削減し、書類の転送にかかる時間を減らすことを目指している。

両機関は、今回の「2016-2017 年 PCT 情報化協力計画」の策定を手始めに、情報化の専門家会合を開催する等、協力を続けることで合意した。両機関の協力に支えられ、国際出願サービスは、世界 5 位の PCT 出願大国である韓国のユーザーの要望を反映し、持続的に改善される見通しだ。

## 2-4 地方警察庁産業技術流出捜査チームの捜査対象を拡大

韓国特許庁(2016.6.7.)

□ 韓国警察庁は、

- 2016 年 6 月 7 日からソウル・釜山・大邱等 8 の地方警察庁<sup>1</sup>管轄警察庁に受け付けられる産業技術流出告訴・告発事件について、地方庁専門捜査チームで直接捜査する計画を明らかにした。

※ 残りの 9 の地方警察庁については、2017 年上半期に産業技術流出捜査チームを設置した後に施行

<sup>1</sup> 産業技術流出捜査チームが設置されている 8 の地方警察庁：ソウル、釜山、大邱、仁川、蔚山、京畿南部、忠清北道、慶尚南道の地方警察庁

- 今回の計画は、去年4月から政府レベルで進めている「中小企業技術保護総合対策<sup>2</sup>」の一環であり、最近国を挙げて新成長エンジン産業の育成に取り組んでいる中、企業の産業技術保護を一層強化することを目的とするものである。
- 今回の産業技術流出捜査体制の改善により、
  - 警察署に技術流出に関する告訴・告発事件が受け付けられると、捜査チーム長が直接警察署に訪問又は電話で相談を進めた後、
  - 地方警察庁の産業技術流出捜査チームで直接事件を受け付け、被外供述調書を作成やデジタルフォレンジック（電子法医学）を通じた証拠の確保等、事件の捜査に取り掛かることになる。

**産業技術流出捜査チームの捜査対象**

- 国家核心技術及び産業技術流出・侵害行為
- 営業秘密侵害行為
- 技術の不当利用及び人材の不当誘因・採用行為
- 下請関係における不当な技術資料提供要求行為

- また、産業技術流出捜査チームは、中小企業庁・特許庁等技術保護支援機関との緊密な協力により、被害企業の保安診断及び産業保安教育等、多様な支援活動も行う予定である。

<sup>2</sup> 中小企業技術保護総合対策：中小企業の技術保護に向け、「中小企業技術保護に係る全部処TF」（2016年1～4月、国務調整室主管警察庁等8部処参加）

### 産業技術流出捜査チームの概要

2010年からソウル・京畿道等、全国8の地方警察庁に10のチーム(38名)が運営されており、韓国企業の核心技術や営業秘密を海外に流出させる「産業スパイ」を始め、大企業による中小企業の技術脱水行為等、2015年まで570件(1,807人)の産業技術流出事件を捜査してきた技術流出事件専門捜査チームである。

特に、多様かつ複雑な技術流出事件の捜査経験を基に、先端技術に対する理解が高く、デジタルフォレンジック(電子法医学)の捜査能力が優れており、対内外的に専門性を認められている。

### 最近の捜査事例

- 海洋プラントメーカー(株)〇〇〇の常務を務めていた被疑者は、退職時に海洋プラントに関する溶接手続書・単価情報等、重要営業秘密資料を流出させた後、ライバル社に転職し、これを利用して有利な価格で入札を試みる等、不正に使用した疑いで検挙(拘束)された。(2016年5月、慶南庁)
- 半導体装備専門会社(株)〇〇研究院として働いていた被疑者ら3人は、退職時に1台当たり2,500万ウォンの「半導体電気式チラー(Chiller)装備」の核心技術資料を持ち出した後、同種会社を設立し、これを不正使用して装備を製作・販売した疑いで検挙された。(2016年3月、京畿南部庁)
- 2007年2月～2015年9月の約8年間(株)〇〇造船海洋・〇〇重工業の設計研究院として働き、「石油試錐船」特殊船舶設計図面等、国家核心技術資料を流出・取得したインド被疑者1人を検挙(拘束)した。(2015年10月、慶南庁)
- 「未発売自動車設計図面」等、営業秘密を海外の競合会社に流出させ、自動車設計プロジェクトに使用した被疑者19人を検挙(2人拘束)  
(2015年7月、ソウル庁)
- 国内シェア1位「ガスシリンダー」の設計図面を流出させ、国内・中国に競合会社を設立し、同種製品を製作・販売した被疑者15人を検挙  
(2015年5月、京畿南部庁)

□ 期待効果

- 専門捜査官と最近デジタルフォレンジック（電子法医学）装備を備えた産業技術流出捜査チームで全国警察署へと受け付けられる事件（年間約 100 件）を捜査するようになり、被害企業の救済が一層迅速かつ実質的にできるものと期待される。

※ 過去 3 年間警察署に受け付けられた技術流出関連告訴・告発事件の現況

－2015 年 89 件、2014 年 117 件、2013 年 125 件

- 技術流出被害は、主に規模の小さい中小企業で発生するケースが多いが、莫大な時間と費用を投じて開発した技術を盗み取られても、助けを求められるところが多かった中小企業にとってもは、心強い頼りとなる見通した。

□ 警察庁の関係者は、

- 「韓国企業の優秀な技術をしっかり保護することは、新技術を開発すること以上に重要だ」と強調し、
- 中小企業の技術保護及び技術流出捜査の専門性強化に向け、2017 年には産業技術流出捜査チームを全国に拡大する計画を明らかにした。

2-5 特許庁、世界女性発明大会・女性発明品博覧会を開催

韓国特許庁(2016. 6. 9.)

最近、女性発明家の CEO の実話を映画化され注目を集めた映画がある。米国テレビ通販歴史上最大のヒット商品となった手で絞らなくてもいいモップを発明して、大きな成功を収めた「ジョイ・マンガノ」を素材とした映画「ジョイ (Joy)」がそれである。

第 2 のジョイになりたいと思う女性の発明特許製品が展示される国際展示会「2016 大韓民国世界女性発明大会」（特許庁主催・韓国女性発明協会主管）が 6 月 16 日から 19 日まで、一山（イルサン）にある KINTEX にて開かれる。

女性発明家と企業の商用化した発明品とブランドを PR する場となった「女性発明品博覧会」には、100 社以上の女性発明企業が参加する等、過去最大の規模で開催される予定だ。



今回の博覧会には、▲火災発生時に外に安全に避難するためにバルコニーに設置する安全階段、▲QRコードを取り付け、子供や女性の拉致・誘拐等の緊急状況発生時に助けを求められる SOS 靴、▲服をハンガーにかけるのではなく、服を折りたたんだ後、本棚に本を入れるように収納し、インテリア効果まで狙った片づけ道具等、実用的で創意工夫に満ちたアイデア商品や特許技術製品が披露される。

また、女性のクリエイティブな発明アイデアを発掘して事業化まで支援するプログラム「生活発明 KOREA」で選定された受賞作を展示する生活発明 KOREA 広報館も設けられる予定だ。長時間の外出や旅行時に冷蔵保管が必要な医薬品を安全で便利に持ち歩ける冷蔵薬保管機、リサイクル用ハンドキャリア等、女性の発明アイデアから制作された四作品も公開される。

展示会の期間中には、ロッテマートやインターパークビズマーケット、大型書店（ヨンプン文庫、バンディ&ルニス）等、流通チャネル MD と流通コンサルティング会社が参加する「流通相談館」が常時運営され、女性発明企業に必要な販路開拓の機会も提供される予定だ。

女性の発明特許技術と発明品を審査し授賞する「世界女性発明大会」には、韓国を始め、中国、トルコ、マレーシア、ポランド等 25 カ国から 300 強の女性発明品が出品され、大会最後の日の 19 日にグランプリとセミグランプリ等本賞と政府機関・国内外関係機関、大学等が授賞する特別賞が決まる。

大会及び博覧会以外に 6 月 16 日 KINTEX では、女性企業家や女性発明家のネットワークを強化し国際交流・協力を拡大するための「大韓民国世界女性発明フォーラム」が開かれる他、6 月 20 日から 22 日までの 3 日間、韓国知識財産センターでは、女性企業家・中小企業家の知財権能力の強化や海外進出拡大を目指す知的財産国際教育プログラムである「グローバル女性 IP リーダーシップアカデミー」も開催される。

実用的かつクリエイティブな女性のアイデア商品と特許製品が披露されるだけでなく、子供と一緒に参加できる様々な発明体験コーナーも設けられる今回の大会・博覧会の開館時間は午前 10 時から午後 6 時までとなっており、誰もが無料で参加可能だ。

## 2-6 忠南 IP 創造ゾーンの開所により、全国 IP 創造ゾーンの構築を完成

韓国特許庁(2016. 6. 14.)

特許庁は、6月15日午後3時に忠南知識財産センターにて、全国で8番目に「忠南 IP 創造ゾーン」を開所すると明らかにした。今回の開所式には、特許庁のイ・ヨンデ次長、忠清南道ホ・スンウク政務部知事、忠南北部商工会議所のハン・ヒョンギ会長等、約50人が出席する予定だ。

「IP 創造ゾーン」は、地域住民の斬新なアイデアを起業につなげるために、知財権教育や3Dプリンタを活用した試作品の模型制作、専門家のコンサルティング、特許出願等を支援する知的財産総合支援窓口である。2014年6月の江原道から始まり、自治体の協力を得て全国主要都市に構築してきており、今年6月で丸2年となる。

\* (開所) 2014年：江原、光州、大邱、釜山 → 2015年：仁川、全北 → 2016年：済州、忠南

この2年間、計1,767人の地域住民がIP創造ゾーン教育プログラムに参加し、計240件の特許出願が実現され、計82人の新たな起業家が発掘された。地域別に見ると、教育生の数では釜山が420人と最多となっており、特許出願の支援では江原道が77件と最も多い。教育内容を見ると、仁川は「高校生対象の進路体験教育プログラム」を運営しており、大邱は「企業現場見学」等、地域別の特性を踏まえたプログラムを開発して運営している。

特許庁は「今回の忠南 IP 創造ゾーンの開所により、全国的に広まっているアイデア創業地図がやっと完成された。忠清南道は人工成長率が高く、ディスプレイや鉄道、自動車、港湾等多様な産業が密集しており、今後発展可能性が大きい地域であるだけに、忠南 IP 創造ゾーンが忠清南道地域の新たな IP 創出及び起業の活性化に貢献できるよう、今後も引き続き政府としての支援を惜しまないつもりだ」と話した。

また、特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「全国的に構築された8のIP創造ゾーンを通じて地域の特性が反映され、地域間協力・連携によるシナジー効果が発揮されるよう、様々な教育プログラムを運営するとともにアイデアの権利化を支援していく方針だ」と述べた。

## 2-7 特許庁、無料知財相談サービスの提供実績を発表

韓国特許庁(2016.6.15.)

特許庁は、オンライン情報へのアクセスが困難な特許顧客・社会的弱者のために、弁理士 18 人の協力を受け 2015 年 6 月から「無料相談サービス」を提供しており、1 周年を迎え計 184 回も相談を提供したと明らかにした。

この 1 年間の相談実績を見ると、まず分野別では、特許実用新案 124 件 (67%)、商標 38 件 (21%)、デザイン 22 件 (12%) の順で、内容別では、知財権出願手続き 136 件 (74%)、明細書・図面作成方法 31 件 (17%)、先行技術調査方法 12 件 (6%)、その他審判手続き方法 5 件 (3%) 等があった。

特に、近年国際化時代を迎え、外国における知的財産権の取得や保護に関心が高まり、PCT 特許・マドリッド商標・ハーグデザイン等、国際出願に関する相談が増えている。

機能性歯ブラシに関連してアイデアは持っているものの、特許権により保護される方法が分からず、去年下半期「無料相談サービス」を利用したパク氏は、特許請求範囲の重要性や明細書の作成方法、先行技術の検索、早期権利取得のための優先審査申請等に関して相談を受け、無事に出願することができた。

特許庁は 1 年間「無料相談サービス」を運営した結果、高齢の相談者が相談後に書面出願をする場合が多いことを踏まえ、出願時の申請及び証明書類の記載を誤った事例を集めた誤答事例集をまとめ、中小企業に対する各種手数料減免案内ハンドブックを発行することで、申請書類の誤謬率を減少させるとともに、顧客満足度を向上させていく計画だ。

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「知的財産権無料相談サービスは、経済的に困窮している人にとって大きく役立つものと期待しており、今後も引き続き知的財産権サービス向上に取り組む方針だ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 2015年国内知財権紛争実態調査結果を発表

韓国特許庁(2016.6.1.)

特許庁が実施した2015年国内知財権紛争実態調査(調査機関:2015年9月~2016年2月)の結果によると、国内知財権紛争の最大の被害者は、中小・ベンチャー企業という。今回の実態調査では、知的財産権\*紛争に巻き込まれたことのある企業152社\*\*を対象に、この5年間の紛争について詳しい情報を調べるアンケート調査を実施した。

\* 調査対象となった知財権の範囲:産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)及び営業秘密

\*\* 大企業11社(7.2%)、中堅企業26社(17.1%)、中小企業81社(53.3%)、ベンチャー企業34社(22.4%)

主な結果内容を見ると、まず、予想とは違って国内知財権紛争の被害者は、ほとんど中小・ベンチャー企業だった。調査対象となった企業が経験した知財権紛争370件のうち、中小・ベンチャー企業が巻き込まれた紛争は241件と65.1%に達しているが、大企業は6.8%に過ぎない。

第2に、知財権紛争による被害規模も中小・ベンチャー企業で最も高いことが分かった。知財権の侵害により発生する損失額の平均を見ると、中小企業は446万ウォン、ベンチャー企業は149万ウォンと高いのに対し、大企業は6百万ウォンに過ぎなかった。さらに、紛争の最大の被害に売上減少と答えた割合を比べてみると、中小・ベンチャー企業は過半数以上(それぞれ57.1%、56.3%)であるのに対し、大企業は5.3%に留まっている。

第3に、中小・ベンチャー企業は、知財権紛争が訴訟に発展する場合(それぞれ53.9%、60.6%)が多い等、紛争が長期化する傾向があった。その反面、大企業は警告状だけで事件が終結する割合が73.7%に達し、紛争の初期にほとんどの紛争が解決された。これは、資本力や知財権専門性等において、中小・ベンチャー企業と大企業間で能力の差が大きいためと分析される。

第4に、知財権侵害に対する損害賠償額の平均は、5百万ウォンだったが、これは損失額平均289百万ウォンに比べはるかに小さく、訴訟費用の平均額58百万ウォンにも到底及ばない金額だ。今年6月に損害賠償額の立証を容易にする方向に特許法が改正されたが、今後どのような変化や効果をもたらすのかが注目される。

第5に、中小・ベンチャー企業が経験した知財権紛争では、特許紛争の割合が最も高かったのに対し、大企業と中堅企業では商標権紛争の割合が最も高かった（それぞれ58.8%、54.5%）。これは、中小・ベンチャー企業は、技術に依存する傾向が高い半面、企業の規模が大きくなるほど、ブランドの重要性が高まるためと見られる。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「今回の実態調査の結果には、知財権紛争で困っている中小・ベンチャー企業の現実がそのまま反映されていると考えられる。こうした実情を踏まえ、今後中小・ベンチャー企業の知財権紛争への対応能力を強化することに力を入れる方針だ」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 健康志向の高まりによりタバコ関連商標出願が減少

韓国特許庁(2016.6.1)

特許庁が世界禁煙の日を前に実施した調査では、2013年から2014年にかけて大幅に増加していたタバコ関連商標出願が2015年に入って減少したことが明らかになった。

\* 世界禁煙の日 (World No Tobacco Day) : 世界保健機構 (WHO) がタバコのない環境を目指して1987年に毎年5月31日を「世界禁煙の日」に指定

これは、近年健康の重要性に対する国民の関心が増大している中、禁煙キャンペーン、禁煙エリアの拡大、喫煙警告メッセージ表示義務化、タバコ価格の引き上げ等、着実に進めてきた禁煙政策の成果が現れているからだと分析されている。

タバコを指定商品にした商標（以下「タバコ関連商標」という）の年度別出願件数を見ると、2012年423件から2013年562件(前年比32.9%)、2014年817件(前年比45.4%)

と大幅に増加してきたが、2015年には789件と前年比3.8%減少した。

過去5年間のタバコ関連商標出願計3,072件を法人・個人別に見ると、法人出願が2,331件(75.9%)と個人出願741件(24.1%)より3倍以上多い。

韓国人・外国人別では、韓国人による出願が2,257件(73.5%)と、外国人出願815件(26.5%)より約2.8倍多くなっており、タバコ関連商標出願は法人と韓国人が主導する傾向を示している。

個人出願の場合、2013年87件(97.7%)、2014年242件(178.2%)と大幅に増加していたのが2015年には263件(8.7%)と小幅ながら増加した半面、タバコ関連商標出願の3/4を占める法人出願の場合は、2013年475件(25.3%)、2014年575件(21.1%)と大きく増加していたのが2015年には523件(△9%)と減少した。

法人出願の減少は、健康増進に対する国民の関心の増加に加え、政府の持続的な禁煙政策の影響による喫煙需要の減少に伴い、タバコメーカーが新商品の発売を減らしたり、その時期を遅らせたりするためとみられる。

\*成人男性の喫煙率：2014年43.1%→2015年39.9%(△3.8%) (出処：保健福祉部)

韓国人の出願は、2013年393件(28.4%)、2014年588件(49.6%)と増加し、2015年にも599件と小幅ながら増加傾向が続いたのに対し、外国人出願は、2012年117件(3.5%)、2013年169件(44.4%)、2014年229件(35.5%)と着実に増加してきたのが2015年には187件(△18.3%)と大きく減少した。

これは、国内の喫煙需要の減少が外国人出願により大きく影響を及ぼしたことの現れであり、外国のタバコメーカーも韓国での新たなブランドの展開に消極的な姿勢を取るためと考えられる。

この2年間の月別出願件数を見ると、タバコ価格の引き上げ前の2014年の場合、月別に着実な増加傾向(1月38件、4月47件、7月54件、10月73件、12月177件)を示しているが、タバコ価格が引き上げられた2015年の場合は、月別に明らかな減少傾向(1月137件、3月106件、6月106件、6月59件、10月47件、12月38件)を示している。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「タバコ関連商標出願が減少していることは、喫煙に関する社会的認識の変化や健康に対する国民関心の増加、持続的な禁煙政策の推進等による喫煙需要の減少に伴い、タバコメーカーが戦略的に新商品の発売を遅らせている等、消極的な態度を取っているためと考えられる。このような傾向は、当面続く見通しだ」と述べた。

## 4-2 包装デザイン関連出願が増加

韓国特許庁(2016.6.2)

食品や化粧品、お菓子、飲料水、薬品等、日常生活の中で消費される商品の包装デザインに関する出願が着実に増加している。

特許庁によると、包装容器（袋・箱・瓶・コップ等）と包装容器の外部に付着する包装用ラベルのデザイン出願が2006年2,708件から2008年3,441件と、2012年4,539件、2015年には5,698件と、この10年間2倍以上増加した。

包装容器形態別の出願現況を見ると、箱の形態が9,459件（23.2%）と最も多く、瓶が9,037件（22.1%）、包装容器に付着する包装用ラベル6,382件（15.6%）、袋4,629件（11.3%）の順となる。

物品別では、食品包装デザインが5,842件（14.3%）と最多で、続いて化粧品関連包装容器が5,802件（14.2%）、お菓子及び飲料水3,228件（7.9%）となる。

多出願企業を見ると、CJ株式会社が3,901件（9.5%）と最も多くの包装デザインを出願し、次は㈱アモーレパシフィック2,908件（7.1%）、LG生活健康1,705件（4.2%）、ロッテ製菓株式会社778件（1.9%）の順で活発な出願が行われていることがうかがえる。

包装デザインの出願が増加する理由は、包装容器には商品を入れる本来の機能以外に、消費者の購買意欲を高める機能もあり、各企業が競って商品の特性や時代を反映したデザインを積極的に出願しようとしているためと分析される。

最近のデザイントレンドの観点から見ると、化粧品容器の場合、美容用品という特性

を反映し、オシャレなデザインが多く出願されており、お菓子や飲料容器の場合、四角形のような単純な形態だけでなく台形や六角柱等、多様な形態も出願されている。

また、包装デザインは社会現象によっても変化しているが、食品包装容器の場合、最近辛口が好まれることによって辛口を強調するデザインが出願されており、健康志向の高まりを受け、健康やエコを強調するデザインが多く出願されている。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「包装デザインは、消費者が商品の品質を判断し、購買の意志を決定する上で非常に重要な役割をする。企業は、消費者の目を引くために、機能性と洗練さをともに備えたデザインを開発することに引き続き力を入れるものと見られる」と述べた。

#### 4-3 扶安米、地理的表示証明標章第1号に登録

韓国関税庁(2016.6.8)

特許庁は、扶安(プアン)郡の地域特産品「扶安米」について、自治体が直接地域特産品を管理する制度である地理的表示証明標章第1号に登録されたことを明らかにした。

地域特産品の名称(地理的表示)は、「長興しいたけ」のように地域名(長興)と商品名(しいたけ)で構成されており、誰でも使える用語であるため、本来は商標法上保護を受けられないが、

地域特産品の名称が他の地域の商品と区別される特徴と名声があり、その特徴と名声が当該地域の環境と密接に係っていることが証明される場合、例外的に商標法による登録が可能であり、この場合、正当な権利のない者が他地域の地理的表示を無断で使用すると民事・刑事上の責任を負わなければならない。

このような地理的表示は、団体標章又は証明標章制度で保護される、地理的表示団体標章は、当該商品を生産する者が集まって法人を設立し、生産者が規定した使用条件を満たす団体員のみ地域特産物名称を使用する制度のことだ。

地理的表示団体標章制度は2005年商標法に初めて導入されて以来、現在(2016年4月末時点)まで311件が登録されるほど活発に利用されており、地域経済の発展に大きく貢献してきた。



しかし、団体を構成することに困難が多い上（生産者ら間の葛藤により地理的表示登録のための申請手続きを進められなかった場合もある）、ごく一部ではあるが、品質管理を行ったケースもあった。

このような問題点を解決するために、特許庁は米韓 FTA を契機に 2012 年「地理的表示証明標章」制度を導入した。同制度は、自治体が権利者になることが可能なため、生産者が法人を構成する必要がなく、自治体が品質基準を規定し、直接又は委託期間を通じて地域特産品を管理するため、より徹底した品質管理が可能になるという長所がある。

このような地理的表示証明標章制度のメリットを認識した扶安郡は地域特産物である「扶安米」について登録を受けるために数年間努力を続けており、その結果、第 1 号の地理的表示証明標章を獲得することができた。

扶安郡は、「扶安米」という特産品の名称が原則として商標法上登録を受けられないことを認識し、米に関する地域共同のブランドである「千年の技」を開発し、同名称の商標権を 2009 年に確保した後、「千年の技」ブランドの基づく扶安米の PR を強化し、品質管理を続けてきた。

その結果、扶安米は、2013 年から 4 年連続国家ブランド大賞「地域/農食品ブランド」に選ばれるほど名声と品質を認められるようになった。こうしたことから、扶安郡は特許庁の支援を受け、2014 年 10 月「扶安米」について「地理的表示」登録を申し込み、最近権利を確保した。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「地理的表示団体標章と証明標章は、それぞれ長所と短所がある。各地域の特徴を考慮し、地域住民の大事な共同資産である地理的表示をどの制度で保護を受けるか、慎重に選択しなければならないだろう」と述べた。

## その他一般

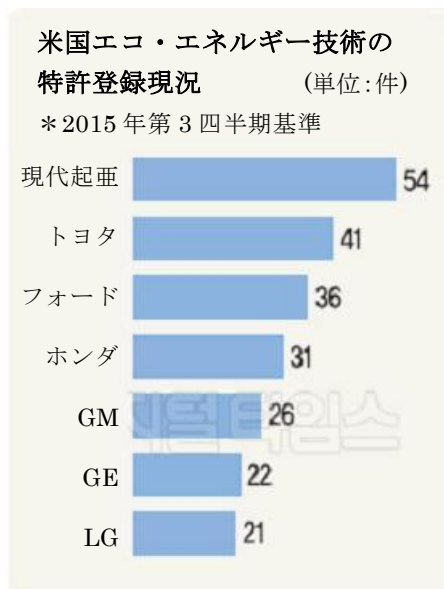
5-1 現代起重自動車、米国エコ・エネルギー特許で 1 位

デジタルタイムズ(2016.6.1.)

現代起亜自動車が米国のエコ・エネルギー技術部門において、ゼネラルモーターズ(GM)やトヨタ等の競合会社を抜いて、最も多い特許新規登録件数を記録した。国内では、アイオニック (IONIQ) やニロ (NIRO) 等を前面に立て、エコカー市場の拡大を牽引しつつ、環境に優しい企業というイメージを高めようとしている。

5月30日、米国の環境産業分野専門調査会社であるクリーンテックグループが最近発表した「2015年第3四半期エコ・エネルギー特許成長指数 (CEPGI) 報告書」によると、去年第3四半期米国特許商標庁に新たに登録された特許のうちで、エコ・エネルギー技術部門の特許は計916件だった。

これを企業別に見ると、事実上特許を共有する現代自動車(36件)と起亜自動車(18件)が計54件の新しい特許を登録し、1位となった。次いでトヨタ41件、フォード36件、ホンダ31件、GM26件、GE22件、LG21件をそれぞれ去年第3四半期に登録した。現代起亜自動車を始めとする特許登録上位企業10社のうち、自動車メーカーの特許件数は、計188件である。去年第3四半期に登録された特許5件の1件は、自動車メーカーのものという計算になる。



自動車メーカーの新しい特許のほとんどは、ハイブリッド・電気自動車技術と燃料電

池技術分野である。現代起亜自動車の場合、去年第3四半期に登録した54件の特許のうち、ハイブリッド・電気自動車関連特許は46件と、85%を占めている。

同社は、韓国のエコカー市場の拡大を主導している。韓国自動車産業協会によると、今年に入って4月までの4カ月間、韓国の完成車メーカーは、計1万4,586台のエコカーを販売した。これは、前年同期比、韓国内で販売された1万274台から42.0%増加した数値だ。

これは、現代起亜自動車の販売増加が決定的な役割をしたためだ。今年1月半ばに発売した現代自動車のアイオニックハイブリッドは、先月まで国内で3,809台が販売され、3月末に販売開始した起亜自動車ニロは、1カ月間国内だけで2,444台が販売された。業界では、両エコカーの人气が追い風となり、今年のハイブリッド車の年間販売量は2012年に記録した過去最多を上回るのではないかとの見通しが出ている。来月からは、全国自治体別の電気自動車民間公募を通じて、アイコニック・エレクトロニックを販売開始する予定であり、エコカーの販売は一層加速するものと見られる。

ノ・ジェウン記者 ripbird@dt.co.kr

## 5-2 全方位カメラに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.6.7.)

ニコン、リコー、ゴープロ等、伝統的なカメラメーカーだけでなく、サムスン電子、LG電子、ファーウェイ、シャオミ、ノキア等のスマートフォンメーカーやフェイスブック等のインターネットプラットフォーム提供会社も次々と全方位カメラを発売している。最近、全方位カメラは、ヘッドマウントディスプレイ(HMD)機器を利用し、生き生きとした現場の映像を提供できるという点で注目されている。

\*「全方位カメラ関連技術」は、360°カメラ、パノラマカメラ、アラウンドビューシステム等、撮影者や客体を基準に360°全方向の背景を撮影する全方位カメラ機器やシステム及びこれを活用した応用技術を含む。

特許庁によると、過去5年間(2011年~2015年)全方位カメラ技術分野の特許出願

は、年平均 65 件で、その前の 5 年間（2006 年～2010 年）に比べ、88%増加した。特に 2015 年出願件数は 90 件と急増した。

全方位カメラ技術分野は、▲全方位カメラ装置自体「ハードウェアに関する技術」、▲光角レンズの使用による歪みの補正や撮影されたイメージの合成方法等「映像処理に関する技術」▲全方位カメラを利用する「応用システムに関する技術」等に分けられる。

細部技術分野別に過去 5 年とその前の 5 年間の出願件数を比べると、ハードウェアに関する技術や映像処理に関する技術は、30～40%増に留まったのに対し、応用システムに関する技術は 160%以上と増加した。

最大の増加を示した応用システムに関する技術分野の中でも特に増加が目立った分野は、車の周辺監視等、車の制御のための車関連応用分野と仮想現実コンテンツを提供するためのコンテンツ制作関連分野である。両分野における過去 5 年間とその前の 5 年間の出願件数を比べてみると、車関連出願の場合、9 件から 73 件へと 700%以上増加し、コンテンツ制作関連出願も 11 件から 36 件と 200%以上増加した。これは、最近自律走行等、車制御技術や仮想現実（VR）技術が急激に浮上し、これに関する研究が活発化した結果と見られる。

全方位カメラに関する出願発明の例を挙げると、▲2つのカメラモジュールを回転できるように結合し、立体カメラや深さカメラシステムでも使用できる全方位カメラ、▲360°映像獲得が可能な全方位撮像レンズを備えた全方位カメラ、▲全方位カメラシステムを利用して車周辺の障害物の位置や形を測定して提供するシステム、▲全方位カメラシステムを利用して車の進行方向により選択的に映像を提供するシステム、▲パノラマ映像を活用して作業現場を教育するための仮想現実コンテンツを提供するシステム等がある。

特許庁の関係者は、「今後、ヘッドマウントディスプレイ機器の普及が一層進むほど、仮想現実コンテンツの制作のための全方位カメラの需要が拡大すると思われる。全方位カメラは、停滞していた既存のカメラ市場において新たな収益創出モデルとなり、技術開発競争の激化が予想されるため、戦略的な知的財産権管理が必要だ」述べた。

## 5-3 化粧品関連特許の出願動向

韓国特許庁(2016.6.13.)

強烈に降り注ぐ紫外線や頻繁に出される粒子状物質注意報への対策が求められるこの季節、紫外線対策商品は既に皮膚管理の必須アイテムになっており、粒子状物質等の汚染物質からの皮膚保護効果を売りとするアンチポリューション化粧品に対する関心も高まっている。

特許庁によると、日焼け止めに関する特許出願が着実に増加している中、最近アンチポリューション化粧品に関する特許出願が急激に増えている。

まず、日焼け止め関連特許出願は2006年から2016年5月現在まで計452件（韓国人出願69.7%）で、2009年まで出願件数が増加し続け、その後も毎年50件前後と活発に出願されている。

同期間出願された日焼け止めの技術別動向を見ると、UVカット成分関連出願が63.1%、製剤又は剤形関連出願が36.9%を占めている。主な成分は、天然物由来成分、無機化合物、有機化合物又は無機・有機混合物の順となっており、白浮きしないタイプやスプレー、スティック又はクッションのように使い勝手の良いタイプが多く出願された。

一方、粒子状物質を遮断・除去し、又はそれによる皮膚の損傷を改善する化粧品に関する出願は計26件で、2008年から毎年1件以下だったが、2014年5件、2015年10件と大幅に増加し、2016年には5月まで7件が出願され、今のままでは増加傾向は続くものと予想される。

これは、粒子状物質の有害性への懸念の拡大に伴う新たな化粧品トレンドを予告するものであり、2011年～2013年の間、アジア太平洋地域において、アンチポリューション化粧品ビューティー及びパーソナルケア商品の売上が40%増加したとのミンテル社の市場分析結果とも一致する。

有効成分としては、植物由来成分（6.15%）、無機成分（11.5%）、電荷のある成分（11.5%）、その他成分（15.4%）があり、出願人は全て韓国人で企業（77%）、個人（19%）、大学（4%）の順となる。

ただ、アンチポリューション化粧品は、SPF<sup>3</sup>又はPA<sup>4</sup>で遮断効果を表す日焼け止めとは違って、化粧品法上機能性化粧品に該当せず、別途認定基準がないため、消費者自ら商品の性能を慎重に見極めることが重要となる。

特許庁のシン・ギョンア バイオ審査課長は「有害環境から皮膚を保護できる商品がグローバルトレンドとなっている中、紫外線・粒子状物質、オゾン等様々な環境要因に効果的に対処できる化粧品を研究・開発し、知財権を確保していけば、中国を始めとする海外での韓国化粧品の人気は続くと思う」と述べた。

#### 5-4 韓国特許庁に対するシェールオイル関連 PCT 国際調査依頼が増加

韓国特許庁(2016. 6. 13.)

最近、国際原油価格の下落によりオイル生産企業の全般的な収益性悪化にもかかわらず、シェールオイル\*分野における競争優位を占めるための国際特許出願 (PCT 出願) は着実に増加していることが分かった。

- \* 新技術によりシェールオイル (シェール層から取り出す原油)、シェールガス等を使用できるようになったことをいい、これらの生産により伝統石油との競争が激しくなった。

こうした中、韓国特許庁はシェールオイルに関する国際特許審査サービスを米国等に輸出していることが注目される。韓国特許庁は現在、米国を始めとする世界 14 カ国からの国際特許出願を審査できる国際調査<sup>5</sup>機関として活動している。

特許庁によると、過去 5 年間国際特許出願件数は年平均 5.3% 増の留まった半面、シェールオイルのボーリング・掘削に関する国際特許出願は 2011 年 1,761 件から 2015 年 3,243 件と、過去 5 年間年平均 16.5% 増えた。

このような国際特許出願は、ハリバートン、ベーカー・ヒューズ、シュルンベルジェ

<sup>3</sup> SPF (Sun Protecting Factor) : 紫外線 B (UVB) 防止効果を表す指標

<sup>4</sup> PA (Protection grade of UVA) : 紫外線 A (UVA) 防止効果を表す指標

<sup>5</sup> 当該出願の先行技術の有無等を調査するもので、出願人は PCT 出願時に一つの国際調査機関 (現在、韓国、米国、日本等 20 の機関がある) を選択することになっている。

等の北米オイルメジャーが主導しており、これらの会社はシェールオイル関連国際特許出願の約 44%について韓国特許庁に審査サービスを要請している。

これにより、韓国特許庁に受け付けられた同分野の国際調査件も 2011 年 602 件から 2015 年 1,432 件と、年平均 24.2%増加している。これを金額に換算すると、韓国特許庁はシェールオイル分野の特許審査サービスを輸出して、海外出願人から年間 160 万ドル (18 億ウォン) に上る手数料を受け取っているという計算になる。

一方、韓国特許庁は去年、海外から計 14,885 件 (国際調査料 190 億ウォン相当) の国際調査の依頼を受け、海外から受け取った国際調査料のうち、約 118 億ウォンを国内調査機関に国際調査料として払い「高品質の理工系雇用創出」及び「民間特許情報サービス産業の活性化」に努めている。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は、「シェールオイル等専門的な分野において、韓国特許庁への国際特許出願の調査・依頼が増加することは非常に歓迎すべきことだ。今後とも国際的に信頼を受ける審査サービスの提供及び雇用創出のために最善を尽くしていきたい」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム